

○上水道

久留米市水道条例（昭和35年久留米市条例第13号）一部抜粋

改正前	改正後
<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 <u>給水装置の工事</u>は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(工事の施行)</p> <p>第7条 <u>給水装置工事</u>は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。</u></p>

○下水道

久留米市下水道条例（昭和47年久留米市条例第20号）一部抜粋

改正前	改正後
<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第10条 排水設備の新設等の工事の設計又は施行については、管理者が排水設備の工事について技能を有する者として指定した排水設備工事業者（以下「指定工事店」という。）の管理の下においてでなければ、これを行ってはならない。ただし、法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事については、この限りでない。</p>	<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第10条 <u>排水設備の新設等の工事の設計又は施行は、次に掲げる工事を除き、管理者が別に定めるところにより指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</u></p> <p>(1) <u>災害その他非常の場合において、他の市町村の長又は管理者の指定を受けた者に行わせる必要があると管理者が認めた排水設備の工事</u></p> <p>(2) <u>法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事</u></p>